

■集落別相談日■ 相談日の日程は下記のとおりですが、都合のつかない方は、予備日をご利用ください。

相談日	集 落
2月16日(火)	間地、二部第一、二部中町、二部中央、二部第二、二部第三、森脇、畑池中央、東畑池、池田
2月17日(水)	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区
2月18日(木)	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川
2月19日(金)	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代
2月22日(月)	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三
2月23日(火)	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷
2月24日(水)	岩立、栲水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、栃原、大瀧、大坂、大倉、大原
2月25日(木) ※午前のみ	富江、末鎌、福永、添谷

※2月25日(木)午後は、受付を行いません。

2月26日(金)	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地
3月1日(月)	番原、真野、大原、須村
3月2日(火)	丸山、小林、藍野、ペンション
3月3日(水)	上細見、立岩、木戸口、吉定
3月4日(木)	岸本、押口、伯耆ニュータウン
3月5日(金)	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン
3月8日(月)	大寺、こしが丘
3月9日(火)	殿河内、田園町、みどり
3月10日(水)	坂長
3月11日(木)	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町

予備日

2月21日(日) 午前のみ	溝口地域予備日
3月7日(日)	全地域予備日
3月12日(金)	
3月15日(月)	

米子税務署での確定申告

と き 2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日・祝日は除きます。)
 ところ 米子税務署(〒683-8691 米子市東町124番6号 米子合同庁舎)
 内 容 確定申告書の受付(確定申告の相談については10ページ下をご覧ください。)
 ※確定申告書は、郵送や税務署の時間外収受箱でも受け付けています。
 ※還付申告の場合は、2月15日(月)以前でも申告書を提出することができます。

【問い合わせ先】米子税務署 ☎32-4121

所得税の確定申告と 町県民税の申告が 始まります

申告相談期間は、
2月16日(火)から3月15日(月)まで

平成21年分所得税の確定申告および平成22年度町県民税の申告相談について、下記の日程で行います。
この申告に基づき、平成21年分所得税額と所得が確定し、平成22年度の町県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの税額や料金を算定します。

この申告をされないと、国民健康保険税などの減額対象者となる場合に、減額措置が受けられなくなったり、所得証明などの証明書が発行出来なくなったりします。必ず期間内での申告を、お願いします。

■受付時間■ 午前/9時から10時まで 午後/1時30分から3時まで

■受付場所■

2月16日から 2月25日まで	溝口分庁舎4階会議室 (図書館の改修工事のため、去年までの溝口公民館から会場を変更していますので、ご注意ください。)
2月26日から 3月15日まで	伯耆町農村環境改善センター1階(役場本庁舎となり)

■申告が必要な方■

- 商業・工業・農業などの事業を営んでいる方
 - 株式等の配当・家賃・地代などの収入がある方
 - 土地・建物などの資産を売り、その収入がある方
 - 給与所得のある方で次に該当する方
 - 給与の年収が2千万円を超える方
 - 年末調整をした給与以外の所得(収入金額から必要経費を除いた後の金額)が20万円を超える方
 - 年末調整をした内容から変更がある方(例)扶養としていた子の所得が38万を超えていた など
 - 年の途中での退職などにより年末調整ができていない方
 - 給与を2か所以上から受けている方で、従たる給与の収入金額と②の所得の合計が20万円を超える方
 - 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の貸付料などを受け取っている方
 - 源泉徴収が行われない給与を受けている方

※②、⑤について、所得の合計が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。
 - 公的年金所得のみの方で次に該当する方
 - 生命保険料控除などの所得控除を受けられる方
 - 公的年金を複数から受取っている方
 - 個人年金の受取がある方
 - 生命保険等の満期戻金がある方
受取金額から必要経費(支払金額)を差し引いた残りが50万円を超える方が対象となります。
※複数ある場合は合計が50万円を超える方
 - 住宅の取得・増改築などにより住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方
 - 収入のない方
- ※1～9以外の場合でも申告が必要となる場合があります。ご不明な点は、住民課税務室にお問い合わせください。

